

町田市立学校の学校教材費等徴収規則の一部を改正する規則について

町田市立学校の学校教材費等徴収規則の一部を改正する規則について、報告いたします。

1 改正理由

学校教材費等の徴収事務の効率化等を目的として、関係する規定を整備するため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

(1) 学校教材費等執行計画のホームページ等による周知に関する規定を加えます。

(第4条関係)

(2) 学校教材費等の徴収回数を全校年2回に改めます。(第5条関係)

(3) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

2026年4月1日から施行します。

4 その他

学校教材費等の徴収回数について、従来、3学期制の学校は年3回、2学期制の学校は年2回であったのを、全校年2回に統一することで、学校教材費等の徴収事務の効率化等を図るものです。

併せて、学校教材費等執行計画の保護者へのお知らせについて、従来の書面による通知の方法に加え、学校・保護者間連絡システムの活用、まちだ子育てサイトへの掲載等による対応もできるよう改正いたします。

町田市立学校の学校教材費等徴収規則の一部を改正する規則

町田市立学校の学校教材費等徴収規則（令和4年11月町田市規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(学校教材費等執行計画の策定等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、前項の規定による提出を受けたときは、保護者に対し、<u>同項の学校教材等の種類及び費用を通知するものとする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、市長は、町田市ホームページへの掲載その他適切に保護者へ周知できる方法をもって、同項の規定による通知に代えることができる。</u></p> <p>(学校教材費等の徴収等)</p> <p>第5条 第3条の規定により保護者が負担することを承諾した学校教材費等の徴収は、4月から8月まで及び9月から3月までの期間に区分して行うものとする。<u>ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 前項の納期限は、次の各号に掲げる区分に</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 3学期制の学校 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定により定める学期が、町田市立学校の管理運営に関する規則第3条第1項に規定する学期である学校</u></p> <p>(学校教材費等執行計画の策定等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、前項の規定による提出を受けたときは、保護者に対し、<u>前項の学校教材等の種類及び費用を通知するものとする。</u></p> <p>(学校教材費等の徴収等)</p> <p>第5条 第3条の規定により保護者が負担することを承諾した学校教材費等の徴収は、4月から8月まで、<u>9月から11月まで及び12月から3月までの期間（3学期制の学校以外の学校の学校教材費等の徴収にあつては、4月から8月まで及び9月から3月までの期間）</u>に区分して行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の納期限は、次の各号に掲げる<u>保護者</u></p> |

応じ、それぞれ当該各号に定める日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 4月から8月まで 9月末日

(2) 9月から3月まで 3月末日

の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までとする。ただし、市長は、これにより難しいと認めるときは、別に納期限を定めることができる。

(1) 3学期制の学校に在籍する児童又は生徒の保護者 次に掲げる期間に応じ、それぞれ次に定める日

ア 4月から8月まで 9月末日

イ 9月から11月まで 1月末日

ウ 12月から3月まで 3月末日

(2) 前号に掲げる者以外の保護者 次に掲げる期間に応じ、それぞれ次に定める日

ア 4月から8月まで 9月末日

イ 9月から3月まで 3月末日

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第5条の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る学校教材費等の徴収について適用し、同日前の期間に係る学校教材費等の徴収については、なお従前の例による。